

第4章 健康安全の確保

第1 感染症予防

平常時の感染症発生動向調査、感染症発生時の防疫措置、各種予防接種等を実施し、感染症の予防に努めている。

1 感染症発生状況

医師は、一～三類の感染症及び指定感染症患者・新感染症患者と診断した時は、直ちに最寄りの保健所長に届け出ることになっている。これを受け、保健所は、感染症の発生情報を正確に把握・分析し、感染症患者に対し、入院勧告・患者の移送・消毒等の必要な措置を講じ、更に患者家族及び関係者に対し検便や保健指導を実施し、感染症のまん延防止に努めている。

感染症の発生状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一類感染症		-	-	-	-	-
二 類 感 染 症	急性灰白髄炎（ポリオ）	-	-	-	-	-
	結核	54	57	52	46	32
	ジフテリア	-	-	-	-	-
	重症急性呼吸器症候群	-	-	-	-	-
	中東呼吸器症候群	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ（H5N1）	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ（H7N9）	-	-	-	-	-
合 計		54	57	52	46	32
三 類 感 染 症	コレラ	-	-	-	1(-)	-
	細菌性赤痢	4(-)	3(1)	9(2)	3(-)	4(3)
	腸管出血性大腸菌感染症	12(5)	1(1)	9(1)	11(8)	15(6)
	腸チフス	3(1)	1(-)	3(-)	-	3(2)
	バラチフス	1(1)	1(-)	1(-)	2(-)	2(1)
合 計		20(7)	6(2)	22(3)	17(8)	24(12)

(注) ア. 一類感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱の疾病である。

イ. 重症急性呼吸器症候群とは、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

ウ. 中東呼吸器症候群とは、病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

エ. 表中の（ ）内の数字は、区民である。結核の数字は、全数区民である。

2 協議会・検討会

(1) 感染症診査協議会（感染症部会）

平成 11 年 4 月 1 日施行の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)は、感染症患者の人権に配慮した各般の規程を設けると共に、感染症診査協議会の設置を規定した。感染症診査協議会は、一類又は二類感染症のまん延を防止するための入院勧告、入院期間の延長について保健所長の諮問に応じて審議する。なお、感染症診査協議会は感染症指定医療機関の所在地を管轄する保健所が開催するため、第一種・第二種感染症指定医療機関の都立駒込病院がある文京保健所が協議会を開催する。

平成 26 年度から 30 年度までの感染症診査協議会（感染症部会）診査件数は 0 件であった。

(2) 新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議

新型インフルエンザ等感染症発生時のまん延防止対策及び医療体制等を協議するとともに、関係機関間の連携体制を構築するために、文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を開催する。

委員：各医師会、各歯科医師会、薬剤師会、区内感染症診療協力医療機関、区内感染症入院医療機関、区内救急医療機関、警察署、消防署及保健所長

平成 30 年度は検討会議を 1 回実施した。

3 定期予防接種

予防接種法により一定の対象年齢中に受けるように定めたもので、B型肝炎、Hib(インフルエンザ菌b型)、小児用肺炎球菌、DPT(ジフテリア・百日咳・破傷風)、DPT-IPV(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)、DT(ジフテリア・破傷風)、急性灰白髄炎(ポリオ)、BCG、MR(麻しん・風しん)、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症を実施している。区内医師会等及び他区との相互委託で行っている。

予防接種実施件数

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
B型肝炎	第1回			1,490	2,067	2,063
	第2回			1,334	2,042	2,058
	第3回			535	2,069	1,925
Hib (インフルエンザ菌b型)	第1回	1,843	2,025	2,091	2,072	2,055
	第2回	1,846	2,013	2,103	2,038	2,050
	第3回	1,852	2,037	2,105	2,029	2,050
	追 加	1,785	1,930	1,981	2,003	1,936
小児用肺炎球菌	第1回	1,824	2,033	2,094	2,076	2,067
	第2回	1,837	2,027	2,111	2,043	2,062
	第3回	1,832	2,043	2,111	2,033	2,064
	追 加	1,751	1,903	1,970	2,009	1,963
DPT(三種混合)	第1回	2	3	-	-	1
	第2回	4	1	-	-	1
	第3回	9	-	-	-	2
	追 加	266	1	-	-	1
DPT-IPV (四種混合)	第1回	1,913	1,992	2,118	2,032	2,056
	第2回	1,858	2,054	2,099	2,040	2,058
	第3回	1,859	2,059	2,098	2,043	2,021
	追 加	1,689	1,859	2,264	1,983	2,022
DT(二種混合)	第2期	873	835	903	995	1,187
急性灰白髄炎 (ポリオ)	第1回	16	6	2	-	-
	第2回	52	26	8	5	-
	第3回	76	35	21	9	6
	追 加	468	149	88	49	48
BCG		1,753	1,977	2,108	2,052	2,027
MR(麻しん・風しん)	第1期	1,791	1,922	1,953	2,062	1,965
	第2期	1,473	1,579	1,527	1,654	1,776
水痘(みずぼうそう)	第1回	1,561	1,978	1,980	2,062	1,966
	第2回	1,407	1,775	1,767	1,874	1,993
日本脳炎第1期	第1回	1,836	1,752	3,254	2,572	2,928
	第2回	1,786	1,716	3,128	2,546	2,896
	追 加	1,521	1,495	1,577	2,285	2,739
日本脳炎第2期		529	598	1,034	1,253	1,823
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPVワクチン)	第1回	10	6	2	11	39
	第2回	8	8	1	7	34
	第3回	9	6	3	4	19

(注1) 対象年齢は次のとおり

- B型肝炎・・・生後1歳に至るまでの間にある者
- Hib・・・生後2か月～60か月に至るまでの間にある者
- 小児用肺炎球菌・・・生後2か月～60か月に至るまでの間にある者
- DPT、急性灰白髄炎、DPT-IPV・・・生後3か月～90か月に至るまでの間にある者
- DT・・・11歳～13歳未満
- BCG・・・生後1歳に至るまでの間にある者
- MR第1期・・・生後12か月～24か月に至るまでの間にある者
- MR第2期・・・5歳以上7歳未満の小学校就学前の1年間
- 水痘・・・生後12か月～36か月に至るまでの間にある者
※平成26年度のみ生後36か月～60か月に至るまでの間にある者も対象
- 日本脳炎第1期・・・生後6か月～90か月に至るまでの間にある者
※平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの者は、9歳～13歳未満も対象
- 日本脳炎第2期・・・9歳～13歳未満
※平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの者は、第1期及び第2期について20歳未満まで対象
- ヒトパピローマウイルス感染症・・・小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子

(注2) 定期予防接種制度の変遷

- 平成 26 年 10 月 水痘が定期接種化
- 平成 28 年 10 月 B型肝炎が定期接種化
- 平成 31 年 2 月 風しん第 5 期が定期接種化

4 高齢者インフルエンザ予防接種

65 歳以上の区民を対象にインフルエンザ予防接種を実施している。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
接種者数	19,461	18,993	19,311	18,903	19,738
対象者数	42,142	42,729	43,093	43,317	43,548

(期間:各年度 10 月 1 日～1 月 31 日)

5 高齢者用肺炎球菌予防接種

定期接種・・・65 歳（平成 26～令和 5 年度の経過措置 65・70・75・80・85・90・95・100 歳）

※平成 26 年及び令和元年度は 101 歳以上も対象

任意接種・・・75 歳以上

(助成は生涯 1 回、定期接種対象者及び定期接種を受けたことがある者は除く。)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
接種者数 (定期接種)	2,853	2,406	2,953	3,040	2,708
接種者数 (任意接種)	585	424	508	326	227

定期接種・・・平成 26 年 10 月事業開始

任意接種・・・平成 24 年 7 月事業開始

6 任意予防接種助成

平成 22 年度より任意予防接種の費用助成を実施している。

任意予防接種助成実施件数

	助成額*	助成回数	平成 26 年度 実施人数 (延人数)	平成 27 年度 実施人数 (延人数)	平成 28 年度 実施人数 (延人数)	平成 29 年度 実施人数 (延人数)	平成 30 年度 実施人数 (延人数)
水痘 (みずぼうそう)	3,000	1	888				
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	3,000	1	1,928	2,050	2,098	2,113	2,129
MR (麻しん・風しん) 接種もれ	全額	1	110	82	76	92	121
成人MR・風しん	一部又は全額	1	786	351	353	347	1185

※成人MR・風しんの助成額・・・平成 26 年度は 5,000 円上限、27 年度以降は全額

(注) 対象年齢 (期間) は次のとおり

- 水痘・・・・・・・・・・・・・生後 12 か月～小学校就学前
- 流行性耳下腺炎・・・・・・・・生後 12 か月～小学校就学前
- MR1 期接種もれ・・・・・・・・生後 24 か月～MR2 期接種期間初日の前日まで
- MR2 期接種もれ・・・・・・・・MR2 期接種期間最終日の翌日～小学生で MR2 期定期予防接種もれの者
- MR2 回目接種もれ・・・・・・中学生以上 20 歳未満で MR2・3・4 期定期予防接種もれの者
- 成人MR・風しん・・・・・・・・接種日に 20 歳以上 50 歳未満で、次のいずれかに該当する者
 - ①妊娠を希望している女性
 - ②妊娠を希望している女性と同居している者
 - ③風しんの抗体価が低い妊婦と同居している者

7 エイズ (後天性免疫不全症候群) 予防

(1) 検査及び相談

「文京区 A I D S 対策委員会」を設置し、「保健所 A I D S 相談・検査業務実施要領」・「A I D S 相談マニュアル」を定め、保健サービスセンターで電話・来所相談・抗体検査を実施している。また、H I V 抗体検査受診者に対して希望に応じ梅毒、性器クラミジア感染症の 2 疾病の匿名・無料のスクリーニング検査を実施している。なお、梅毒だけの検査については、健康相談 (有料) でも実施している。

電話相談・来所相談・抗体検査数

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	電話相談	来所相談	抗体検査
合計	総数	790	738	750	793	771	8	464	299
	男	575	538	535	505	553	7	331	215
	女	215	200	215	288	218	1	133	84
予防 対策課	総数	-	2	1	2	-	-	-	-
	男	-	2	1	1	-	-	-	-
	女	-	-	-	1	-	-	-	-
保健SC	総数	790	736	749	791	773	8	466	299
	男	575	536	534	504	558	7	336	215
	女	215	200	215	287	215	1	130	84

梅毒・性器クラミジア感染症検査数

梅毒

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	男	女
保健SC	区分							
	検査者数	197	201	203	238	212	148	64
	陽性者数	4	7	4	5	1	1	-

性器クラミジア感染症

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	男	女
保健SC	区分							
	検査者数	191	185	194	222	204	143	61
	陽性者数	60	4	11	8	10	6	4

(2) 健康教育

エイズ予防のため、毎年エイズ予防月間に合わせてレッドリボン展を開催し、啓発活動を行っている。

また、区内小中学校・都立高校からの要望に応じて、生徒、養護教諭、保護者等に対してエイズ予防に係る出前講座を実施している。

レッドリボン展

	テーマ	参加者数
平成26年度	AIDS IS NOT OVER ～まだ終わっていない～	327
平成27年度	AIDS IS NOT OVER ～だから、ここから～	380
平成28年度	知っていても、分かっていても AIDS IS NOT OVER	427
平成29年度	UPDATE！ エイズのイメージを変えよう	370
平成30年度	UPDATE！ エイズ治療のこと HIV検査のこと	369

出前講座

	対象	回数	参加者数
平成26年度	学校保健関係者	2	126
平成27年度	学校保健関係者	2	135
平成28年度	学校保健関係者	2	131
平成29年度	学校保健関係者	2	129
平成30年度	学校保健関係者	2	125

第2 結核予防

結核健康診断をはじめ、予防接種、治療の促進、患者管理など四つの柱を立てて結核の予防と早期発見、早期治療を促進し、結核の撲滅に努めている。

1 結核健康診断・予防接種

結核が感染症であることから、その予防と早期発見は極めて重要な課題となっている。

この対策として定期結核健康診断及び予防接種のほか、定期外その他の健康診断を保健サービスセンター及び委託医療機関で実施している。

結核健康診断・予防接種実施件数

		定期		定期外		その他	
		乳児	その他 (住民健診等)	患者家族健診	接触者健診	管理健診	健康相談
平成26年度	B C G 接種者数	1,753	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	17,423	31	136	22	166
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	15	214	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	2	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-
平成27年度	B C G 接種者数	1,977	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	17,695	31	95	38	162
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	17	269	-	-
	ツ反検査数	-	-	1	1	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-
平成28年度	B C G 接種者数	2,108	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	17,580	21	80	41	191
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	64	374	-	-
	ツ反検査数	-	-	12	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-
平成29年度	B C G 接種者数	2,052	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	16,981	8	107	30	160
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	39	271	-	-
	ツ反検査数	-	-	1	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-
平成30年度	B C G 接種者数	2,027	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	17,512	10	58	39	189
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	19	165	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-

		定期		定期外		その他	
		乳児	その他 (住民健診等)	患者家族健診	接触者健診	管理検診	健康相談
予防対策課	B C G 接種者数	2,027	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	-	7	23	35	-
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	11	115	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	-	-	-
保健サービスセンター	発見患者数	-	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	-	-	-	-	189
医療機関委託	発見患者数	-	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	17,512	3	35	4	-
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	8	50	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	-	-	-
発見患者数	発見患者数	-	-	-	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-

(注) 表の対象の説明

乳児…1歳未満の児、その他…一般住民（事業所及び学校、施設等集団施設の者を除く）、患者家族…患者の家族及び同居者、接触者…結核を感染させる可能性がある患者と同じ空間を共有していた者、管理検診…結核医療の必要がないと認められてから3年以内の者、その他、再発のおそれがある者、健康相談…保健サービスセンターの一般利用者。発見患者数には潜在性結核感染症は含まない。

2 感染症診査協議会（結核部会）

結核は通常長期の治療を要する感染症で、その治療の負担を軽減するため医療費の公費負担を行い、患者が治療を継続できるような制度を設けている。

この公費負担については、申請に基づきその医療内容の適、不適につき、結核部会の意見を聞いて保健所長が決定することになっている。

なお、この申請は感染症法第37条の2による一般患者のものと、同法第37条による入院患者のものとの2種類がある。

		26年度 総数	27年度 総数	28年度 総数	29年度 総数	30年度 総数	被用者保険		国保	後期	生保	その他
							本人	家族				
37条 の2	申請数	90	74	74	65	44	12	6	10	15	1	-
	合格数	90	73	74	65	44	12	6	10	15	1	-
	公費負担承認数	90	73	74	65	44	12	6	10	15	1	-
37条	申請数	28	30	28	38	29	-	-	8	21	-	-
	合格数	28	30	28	38	29	-	-	8	21	-	-
	公費負担承認数	28	30	28	38	29	-	-	8	21	-	-

3 登録患者管理

発見された結核患者を適正な医療と正しい療養生活によって、一日も早く社会復帰ができるよう指導するとともに、周囲への感染防止を図っている。

結核・新規登録患者数

	総数			肺結核活動性									肺外結核活動性			潜在性結核感染症 (別掲)	非定型抗酸菌症 (別掲)
				喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性			菌陰性その他							
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
平成26年	36	22	14	11	8	3	14	10	4	7	4	3	4	-	4	18	1
平成27年	32	19	13	12	9	3	13	8	5	4	2	2	3	-	3	13	1
平成28年	42	24	18	10	8	2	18	10	8	6	3	3	8	3	5	21	3
平成29年	36	24	12	13	10	3	9	8	1	7	3	4	7	3	4	13	1
平成30年	19	10	9	7	4	3	7	2	5	3	3	-	2	1	1	13	-
0～4歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
5～9歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10～14歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
20～29歳	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-
30～39歳	3	-	3	1	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-
40～49歳	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	2	-
50～59歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
60～69歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70歳以上	12	8	4	5	4	1	4	2	2	1	1	-	2	1	1	2	-

(各年1月1日～12月31日)

結核・年末登録患者数

	総数			肺結核活動性									肺外結核活動性			不活動性結核			活動性不明			潜在性結核感染症 (別掲)	非定型抗酸菌症 (別掲)	
				登録時 喀痰塗抹陽性			登録時 その他の結核菌陽性			登録時 菌陰性その他														
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
平成26年	105	56	49	10	7	3	12	8	4	3	1	2	4	-	4	71	37	34	5	3	2	60	1	
平成27年	93	50	43	9	6	3	8	2	6	3	2	1	3	-	3	68	40	28	2	-	2	52	1	
平成28年	94	50	44	7	5	2	12	7	5	1	1	-	3	-	3	71	37	34	-	-	-	47	3	
平成29年	85	51	34	9	7	2	6	4	2	3	1	2	5	3	2	61	35	26	1	1	-	31	1	
平成30年	71	43	28	4	2	2	7	2	5	-	-	-	-	-	-	47	31	16	13	8	5	18	-	
0～4歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
5～9歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10～14歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
20～29歳	11	6	5	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	5	4	1	4	2	2	4	-	
30～39歳	12	4	8	1	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	5	2	3	4	2	2	2	-	
40～49歳	8	6	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	4	2	2	2	-	3	-	
50～59歳	7	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	5	1	1	1	-	1	-	
60～69歳	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	2	-	
70歳以上	29	18	11	2	2	-	4	2	2	-	-	-	-	-	-	21	13	8	2	1	1	3	-	

(各年12月31日現在)

第3 食品衛生

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民が健康で快適な食生活を過ごすために、食品関係取扱施設等への以下の事業を実施した。

- 1 食品衛生法及び食品製造業等取締条例等に基づき飲食店、食品製造施設、食品販売施設等の許認可事務を行うとともに、平成30年度文京区食品衛生監視指導計画に基づき、これらの施設の衛生状態や食品の取扱い状況について監視指導を行った。
- 2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥処理事業許可及び取扱いについて監視指導を行った。
- 3 不正な添加物使用や残留農薬等の違反食品に対応するため、関係機関と連携し流通食品の監視指導を行った。また、違反食品や不衛生な食品の製造・販売を防ぐため、区内に流通する食品の収去検査を行い、検査結果に基づいて食品関係事業者の指導を行った。
- 4 ノロウイルスをはじめとする食中毒対策として食品関係事業者の自主管理の推進を図るため、集団給食施設等の一斉監視指導及び食品衛生実務講習会を行った。
- 5 生食用牛肉の規格基準の改正、牛肝臓及び豚肉(内臓を含む)の生食用としての提供及び販売が禁止されたことによる牛豚以外や家禽類の食肉及び内臓の生食提供施設について監視指導を行った。また、野生動物等捕獲肉(ジビエ)の提供に関して取扱施設に対する監視指導を行った。
- 6 食物アレルギーや食品添加物等食品表示法に基づく適正表示の徹底を図るため、食品関係事業者等に情報提供を行うとともに、各種食品製造施設、弁当調製施設等を中心に監視指導を行った。
- 7 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)事業として、平成31年度食品衛生監視指導計画案についてホームページ等で公表し、広く区民等の意見を募り、実施計画に反映させた。また、区民・食品関係事業者・行政を交えて、食品衛生に関する講演会を行った。
- 8 区民からの苦情・相談への対応、食中毒の調査、衛生講習会を行った。
- 9 食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進するため、文京区食品衛生推進員設置要綱に基づき区民の食生活の安全確保に寄与する民間協力者12名を食品衛生推進員に委嘱し、食品衛生に関する普及啓発等の事業を行った。

1 営業施設と監視指導

本区は、学校関係施設、大学病院、寮の集団給食施設をはじめ約8,500の食品関係施設がある。

地域の特徴として、後楽地区には東京ドームを中心としたレジャー施設に関する食品関係施設があり、湯島地区に飲食街、本郷地区に修学旅行等の団体旅館がある。

食品衛生法等に基づき、一定の構造・設備基準に合致した営業施設に対して許可した件数は1,794件、総監視件数は10,040件であった。また、食鳥処理事業施設への監視指導件数は20件であった。

(1) 食品衛生関係施設数と監視指導件数

	施設数	許可件数			廃案件数	監視指導 件数
		総数	新規	更新		
平成 26 年度	8,414	1,870	1,292	578	1,244	10,070
平成 27 年度	8,364	1,944	1,180	764	1,226	10,456
平成 28 年度	8,349	1,776	1,111	665	1,109	11,126
平成 29 年度	8,439	1,754	1,176	578	1,082	10,812
平成 30 年度	8,499	1,594	1,057	537	997	10,040
(1)法に基づく許可業種	5,529	1,256	777	479	756	5,453
飲食店営業	3,594	811	541	270	493	3,534
旅館・ホテル	35	4	1	3	0	99
バー・キャバレー	65	3	1	2	6	25
一般飲食店	2,803	691	484	207	451	2,494
民生食堂	2	-	-	-	-	1
すし屋	82	8	3	5	3	97
そば屋	125	21	9	12	2	126
仕出し屋	36	5	3	2	3	61
弁当屋	139	26	16	10	7	194
そう菜屋	70	7	3	4	4	97
コンビニエンスストア等	8	-	-	-	-	1
移動	4	-	-	-	-	-
臨時	4	3	3	-	4	29
許可ある集団給食	142	34	13	21	10	287
自動車	12	2	1	1	1	16
自動販売機	67	7	4	3	2	7
喫茶店営業	351	85	41	44	71	173
店舗	49	26	24	2	20	89
自動販売機	300	58	16	42	51	82
自動車	2	1	1	-	-	2
菓子製造業	441	121	85	36	54	505
パン製造業	92	19	7	12	5	93
生菓子製造業	125	33	22	11	17	199
その他の菓子製造業	219	68	56	12	32	196
移動	-	-	-	-	-	-
臨時	2	1	-	1	-	17
自動車	3	-	-	-	-	-
あん類製造業	2	-	-	-	-	1
アイスクリーム類製造業	57	27	26	1	24	131
乳類販売業	511	98	30	68	58	290
食肉処理業	15	2	2	-	1	25
食肉販売業	237	52	25	27	25	322
食肉製品製造業	3	-	-	-	-	3
魚介類販売業	235	43	19	24	23	345
魚肉ねり製品製造業	1	2	2	-	2	10
食品の冷凍・冷蔵業	5	2	-	2	-	7
氷雪販売業	6	-	-	-	-	-
みそ製造業	1	-	-	-	-	-
豆腐製造業	9	1	-	1	3	23
酒類製造業	1	1	1	-	-	3
乳製品製造業	2	2	2	-	-	6
めん類製造業	13	1	-	1	1	18
そう菜製造業	43	8	3	5	1	55
添加物製造業	2	-	-	-	-	2

	施設数	許可件数			廃業件数	監視指導 件数
		総数	新規	更新		
(2) 食品製造業取締条例に基づく許可業種	634	175	117	58	123	650
行商	9	3	3	-	2	29
つけ物製造業	4	-	-	-	-	3
製菓材料等製造業	1	-	-	-	-	-
粉末食品製造業	2	-	-	-	-	-
そう菜半製品等製造業	3	-	-	-	-	1
調味料等製造業	15	2	0	2	1	20
魚介類加工業	7	1	-	1	-	7
食料品等販売業	593	169	114	55	120	590
(3) 届出集団給食	172	17	17		2	273
(4) 食品衛生法施行細則第16条に基づく届出業種等	2,164	146	146		116	846
許可を要しない食品製造業	134	-	-		1	2
許可を要しない食品販売業	1,906	146	146		115	804
器具容器包装・おもちゃ	106	-	-		-	40
添加物製造業・販売業	18	-	-		-	-
(5) 食品衛生法施行細則第17条に規定する営業	4	-	-		-	9
生食用食肉取扱施設	4	-	-		-	9
(6) ふぐの取扱規制条例に規定する営業	231	21	21		19	284
ふぐ取扱所	79	3	3		9	129
ふぐ加工製品取扱施設	152	18	18		10	155
(7) 学園祭（模擬店）・縁日・祭礼						868
(8) 町内会行事						1,950

(注) (5)食品衛生法施行規則第17条に規定する営業、(6)ふぐの取扱規制条例に規定する営業については、再掲のため施設数総数には加算しない。

(2) 食鳥処理事業許可施設数と監視指導件数

	食鳥処理場数	新規許可件数	廃業件数	監視指導件数
平成26年度	6	-	-	21
平成27年度	6	-	-	20
平成28年度	5	-	1	20
平成29年度	5	-	-	20
平成30年度	5	-	-	20

2 一斉取締り

団体宿泊、ふぐ、夏季、歳末等の一斉取締り、夜間一斉監視等

	計	夜間	ホテル・団体旅館	夏季対策	歳末	ふぐ取締り	生かき	食肉	学園祭・祭礼	学校給食	社会福祉等給食	大規模施設	行商弁当等	イベント	違反品等流通食品 ^(注)	緊急監視
26年度	4,794	290	17	1,280	635	164	130	221	869	40	192	107	-	823	-	26
27年度	4,359	201	13	1,217	602	182	143	233	613	39	203	119	-	787	-	7
28年度	4,544	232	10	1,204	728	137	105	102	931	39	162	126	-	768	-	-
29年度	4,540	239	10	1,159	748	167	100	95	765	39	291	135	-	784	8	-
30年度	4,372	127	22	1,235	695	284	92	63	958	39	276	136	-	437	8	-

(注) 指定外添加物(TBHQ)の検出された菓子・アーモンドオイル、添加物の使用基準違反(プロピオン酸)のパン類、農薬等の残留基準違反の魚介類・野菜、黄色ブドウ球菌が検出された食肉製品に対する回収命令等の流通確認。

3 食品衛生検査

食中毒事故等の危険度の高い食品及び業種を重点に食品衛生夏季対策をはじめ、各種の一斉収去検査及び現場検査を行い、監視業務の科学化と効率化を図った。

収去検査の結果、食品衛生法で定められた成分規格や東京都指導基準に適合しないものが発見された場合は、販売禁止等の行政処分や改善指導等の行政措置をとっている。

(1) 現場簡易検査

ア 細菌検査…スタンプスプレッド法その他により、食品・食器具・手指を検査対象とした。

	実施軒数	検査数						
		計	大腸菌群	大腸菌	ブドウ球菌	黄色ブドウ球菌	ビブリオ	腸炎ビブリオ
平成 26 年度	452	1,396	566	342	213	213	-	62
平成 27 年度	482	1,975	645	432	420	420	-	58
平成 28 年度	438	1,736	567	368	373	373	-	55
平成 29 年度	385	1,405	480	291	292	292	-	50
平成 30 年度	369	1,409	474	296	297	297	-	45
飲食店営業 すし	26	26	-	-	-	-	-	26
飲食店営業 そば	47	47	47	-	-	-	-	-
飲食店営業 仕出弁当	3	3	2	-	-	-	-	1
飲食店営業 一般	63	63	60	-	-	-	-	3
菓子製造業	27	27	27	-	-	-	-	-
豆腐製造業	8	8	8	-	-	-	-	-
魚介類販売業	15	15	-	-	-	-	-	15
食肉販売業	32	32	32	-	-	-	-	-
食肉処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
集団給食	111	899	225	224	225	225	-	-
学校給食	36	288	72	72	72	72	-	-
保育園	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	1	1	-	-	-	-	-

イ 化学検査…試薬・試験紙・ATP 拭き取り検査法

	実施軒数	検査数
平成 26 年度	175	607
平成 27 年度	105	483
平成 28 年度	155	591
平成 29 年度	179	740
平成 30 年度	265	741
食用油脂 (酸価)	-	-
手指・器具類 (ATP)	146	513
その他	119	228

(2) 収去品等の検査

ア 保健サービスセンター本郷支所実施分

	検査数			細菌検査検体数		化学検査検体数		表示検査 検体数
	検体数	0157等 ^(注)	項目数	良	不良	適	否	
平成 26 年度	349	223	4,659	243	22	84	-	
平成 27 年度	378	215	4,577	240	20	117	1	
平成 28 年度	444	222	4,789	260	25	82	-	77
平成 29 年度	452	220	5,318	262	18	79	-	93
平成 30 年度	368	215	4,713	204	21	68	-	75
弁当・調理パン	99	72	1,036	62	10	-	-	27
そう菜類	82	53	1,147	50	3	15	-	14
菓子及び材料	64	38	946	31	7	19	-	7
めん類	12	6	252	6	-	6	-	-
アイスクリーム類	22	19	199	18	1	1	-	2
魚介類及び加工品	31	11	354	11	-	9	-	11
食肉類及び加工品	17	6	278	6	-	6	-	5
漬物	17	2	277	2	-	9	-	6
野菜類・果物及び加工品	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐	9	8	112	8	-	-	-	1
調味料・びん詰・かん詰	5	-	52	-	-	3	-	2
その他	10	-	60	10	-	-	-	-
輸入食品(再掲)	4	-	63	-	-	2	-	2

(注) 腸管出血性大腸菌 0157・026・0111・0103・0121・0145 の検査を実施したが、全ての検体で検出はなかった。

イ 東京都健康安全研究センター検査依頼分

	検査数		細菌検査検体数		化学検査検体数	
	検体数	項目数	良	不良	適	否
平成 26 年度	12	42	6	-	6	-
平成 27 年度	12	60	6	-	6	-
平成 28 年度	12	60	6	-	6	-
平成 29 年度	12	60	6	-	6	-
平成 30 年度	12	60	6	-	6	-
食肉	12	60	6	-	6	-

ウ 厚生労働省依頼汚染実態調査（東京都健康安全研究センター検査依頼分）

	検体数	項目数 ^(注)
平成 26 年度	2	10
平成 27 年度	2	16
平成 28 年度	2	16
平成 29 年度	2	16
平成 30 年度	2	16
食肉（豚ひき肉）	1	8
野菜(生食用カット野菜)	1	8

(注) 大腸菌、腸管出血性大腸菌 0157・026・0111・0103・0121・0145、サルモネラ属菌の検査を実施した結果、食肉から大腸菌が検出された。

4 食肉の検査

食肉類について細菌及び抗菌性物質の検査を東京都健康安全研究センターに依頼し、結果に基づく衛生指導を行い食肉の安全確保を図った。検査の結果、法基準に違反するものはなかった。

調査対象：食鳥処理業、食肉販売業

	検体数	細菌検査項目数	抗菌性物質項目数（簡易検査法）
平成 26 年度	12	36	6
平成 27 年度	12	54	6
平成 28 年度	12	54	6
平成 29 年度	12	54	6
平成 30 年度	12	54	6
豚肉	12	54	6

(注 1) 検体・項目数は 3 の(2)のイの再掲。検体数は細菌検査と化学検査の合算として計上。

(注 2) 大腸菌、腸管出血性大腸菌 0157・026・0111・0103・0121・0145、カンピロバクター、サルモネラ属菌の検査を実施した結果、鶏肉 2 検体から大腸菌、カンピロバクターが検出された。

5 食中毒関係調査

区民や病院等から食中毒の届出を受けると、直ちに患者、原因食品、原因施設等の調査を行い、その結果に基づき、被害の拡大を防止するための措置をとっている。

また、原因施設が区外にある時は、東京都を通じて施設の調査を依頼している。同様に東京都からの依頼に基づき、区民の健康状況や施設の調査を実施している。

(1) 文京区食中毒発生状況

	発生日	患者人数 / 摂食者人数	原因食品	病因物質	原因施設
平成 30 年度	8 月 2 日	194 / 1776	平成 30 年 8 月 2 日、3 日及び 4 日に本件施設で提供されたビュッフェ料理	腸管出血性大腸菌 O157	飲食店
	8 月 30 日	6 / 18	平成 30 年 8 月 29 日の夜に提供されたコース料理	サルモネラ	飲食店
	9 月 23 日	8 / 9	平成 30 年 9 月 22 日に提供した料理	カンピロバクター	飲食店
	11 月 14 日	3 / 3	平成 30 年 11 月 11 日に提供された料理	カンピロバクター	飲食店
	12 月 6 日	38 / 77	平成 30 年 12 月 5 日に提供された料理	ノロウイルス	飲食店
	12 月 21 日	11 / 25	平成 30 年 12 月 20 日に調理提供したコース料理（鳥刺しを含む）	カンピロバクター	飲食店
	3 月 21 日	1 / 2	平成 31 年 3 月 20 日に本件施設で調理提供された「刺身の盛り合わせ（シメサバ含む）」	アニサキス	飲食店

(2) 有症苦情、食中毒関連及び保菌者等の調査状況

調査の結果、食中毒と断定できない有症苦情、区外で発生した事件の関連調査、保菌者等関係調査及び感染症等調査の合計は139件、患者及び有症者等520人、施設調査86軒、医療機関51施設であった。

	事件数	患者等人数	/	調査人数	施設調査数	医療機関数
平成26年度	115	194	/	468	71	30
平成27年度	122	105	/	193	79	27
平成28年度	154	134	/	647	131	46
平成29年度	124	159	/	240	84	31
平成30年度	139	317	/	520	86	51
有症苦情調査	31	68	/	173	23	2
食中毒等関連調査	42	95	/	154	20	7
保菌者関係調査(注)	2	1	/	2	2	2
感染症等調査	64	153	/	191	41	40

(注) 保菌者関係調査：散発の腸管出血性大腸菌0157、サルモネラ属菌の患者及び無症状病原体保菌者等に係る調査

(3) 原因究明検査等

	計	糞便	ふきとり	飲食物	吐物	血液	菌株	その他
平成26年度	678	567	56	25	4	-	6	20
平成27年度	285	160	49	30	-	-	-	46
平成28年度	1,040	595	319	106	-	1	1	18
平成29年度	304	115	82	28	2	-	16	61
平成30年度	842	450	153	154	-	-	80	5
細菌	642	301	131	132	-	-	78	-
ウイルス	195	149	22	22	-	-	2	-
その他	5	-	-	-	-	-	-	5

(注) これ以外に保菌者検索関係に係る検査が9件あった。

6 苦情処理

食品関係の苦情内容は、下表のとおり50件であった(有症苦情については別計上)。これらの苦情に対しては、速やかに調査を行い、適切な処置と解決に努めた。

	苦情内容										苦情品検査(項目数)										
	総数	食品							衛生管理		その他	総数	東京都健康安全研究センター			保健サービスセンター本郷支所			保健所		
		異物混入	腐敗変敗	異味異臭	カビ	表示	変色	変質	施設	取扱			細菌	化学	その他	細菌	化学	その他	細菌	化学	その他
平成26年度	76	19	-	5	2	1	2	2	15	13	17	5	-	-	-	-	-	-	-	-	5
平成27年度	70	18	1	2	6	2	-	3	19	11	8	53	1	-	3	37	-	-	8	3	1
平成28年度	114	22	1	5	2	5	1	-	22	16	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成29年度	101	27	1	8	5	8	-	1	27	9	15	22	-	-	-	14	-	-	-	-	8
平成30年度	50	10	1	1	2	-	-	2	17	6	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

7 食品衛生思想の普及啓発

食品等による事故発生の未然防止のため、食品関係事業者に対して最新情報や自主的衛生管理の手法について食品衛生実務講習会を実施した。区民に対してはイベント・講演会等を実施した。

また、食品衛生に関する情報の提供及び区民への緊急にお知らせする情報等について、「区報ぶんきょう」・区ホームページへの掲載や、ポスター掲示及び窓口配布等の方法で情報提供を行った。

(1) 衛生講習会、文京お届け講座等

		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平成 26年度	食品取扱 従事者	回数	39	2	2	5	8	3	3	5	4	-	2	2	3
		人数	1,818	30	77	305	490	331	61	138	43	-	26	113	204
	一般 消費者	回数	17(1)	1	-	2	3	3	3	1	2	1	-	1(1)	-
		人数	558	30	-	289	74	71	45	2	3	1	-	43	-
平成 27年度	食品取扱 従事者	回数	32	2	2	2	5	5	4	5	1	-	2	1	3
		人数	1,755	36	73	284	481	316	93	267	15	-	19	108	63
	一般 消費者	回数	14(1)	1	-	-	3	2	1	2	1	1	1	2(1)	-
		人数	149	30	-	-	59	21	12	4	1	1	1	20	-
平成 28年度	食品取扱 従事者	回数	44	2	2	4	7	5	3	6	3	-	5	2	5
		人数	1,684	27	64	282	516	252	32	192	33	-	91	107	88
	一般 消費者	回数	15(1)	1	-	3	1	4	2	2	-	-	-	2(1)	-
		人数	129	30	-	36	1	13	21	9	-	-	-	19	-
平成 29年度	食品取扱 従事者	回数	38	2	3	3	7	4	6	5	3	1	-	1	3
		人数	1,537	49	59	268	484	237	84	138	41	60	-	75	42
	一般 消費者	回数	31(1)	4	2	2	4	1	8	4	1	-	-	4(1)	1
		人数	237	66	2	2	34	3	97	8	1	-	-	23	1
平成 30年度	食品取扱 従事者	回数	45	5	2	7	7	2	3	7	2	6	1	2	1
		人数	1,448	29	45	390	562	64	42	129	2	50	13	109	13
	一般 消費者	回数	7(1)	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	2(1)	1
		人数	63	-	-	35	14	1	-	-	-	1	-	10	2

(注) () 内の数値は食品取扱従事者に対する講習会と合同で行った再掲載数

(2) イベントでの食品衛生コーナー等での普及啓発

実施月	内容	来場者・参加者等
4月	食品衛生街頭相談	600
6月	動物との共生を考える展示会	1,011
8月	ハッピーベジタブルフェスタ	3,467

(3) 「区報ぶんきょう」への掲載月と記事内容及び区設掲示板等でのポスター掲示

実施月	「区報ぶんきょう」掲載内容	区設掲示板等でのポスター掲示
4月	食品衛生監視指導計画に関して	
6月		消費者懇談会
7月		食品衛生実務講習会
8月	夏の食中毒予防（食品衛生月間）	夏の食中毒予防
9月		秋の食中毒予防
10月	秋の食中毒予防（きのこ・寄生虫）	
11月		ノロウイルス食中毒予防
12月	冬の食中毒予防、調理師業務従事者届出事業	冬の食中毒予防
1月	食の安全講演会、監視指導計画の意見募集	
2月		食の安全講演会
3月		春の食中毒予防

(4) 食の安全に関する相談

食品衛生関係業者、消費者に対して来所・電話等により食の安全に関する相談に応じている。

	処理の内容		合計
	電話処理	窓口処理	
平成 26 年度	9,218	6,788	16,006
平成 27 年度	8,104	6,242	14,346
平成 28 年度	8,408	5,817	14,225
平成 29 年度	8,404	5,623	14,027
平成 30 年度	9,848	6,018	15,866
営業許可	4,123	3,833	7,956
表示	503	59	562
規格・基準	221	147	368
食中毒	2,822	422	3,244
残留農薬	1	1	2
輸入食品	45	4	49
添加物	48	13	61
新規開発食品	13	1	14
食用可・不可に関する相談	26	6	32
マスコミ報道に関する相談	222	86	308
その他	1,824	1,446	3,270

(注)「その他」の主な内容：調理師、製菓衛生師、食品衛生責任者、衛生講習会、情報公開、行事開催、ふぐ認証関係、イベントでの食品取扱い、証明願、従事者検便及び食品の検査機関、食品衛生協会に関すること

8 食品関係事業者による自主的な衛生管理の推進

(1) 優良施設表彰

平成 30 年 11 月 7 日、文京シビックセンター スカイホールにて食品衛生優良施設の区長表彰が行われ、8 施設が表彰された。

(2) 食品衛生推進員活動

文京区食品衛生推進員設置要綱に基づき委嘱された 12 名の食品衛生推進員は、保健所の衛生講習会事業等への協力や自主管理の推進及び衛生知識の普及活動に努めている。

主な活動：食品衛生街頭相談、食品衛生講習会講話、リスクコミュニケーション事業参加

(3) 自主管理認証制度

食品衛生講習会等を通じて、東京都食品衛生自主管理認証制度等を含む食品衛生関係の情報を食品関係事業者に提供し、自主的な衛生管理の推進を図った。

文京区内の認証施設：病院 1 軒、食肉処理施設 1 軒、菓子製造施設 1 軒

(4) 食品衛生推進員活動と文京食品衛生協会との共催事業

保健所は、社団法人東京都食品衛生協会の支部(文京食品衛生協会)と共催で各種事業を行っている。食品衛生協会の自治指導員等を通じて、自主的な衛生管理に関する情報及び技術を食品関係事業者に提供した。

共催事業：自治指導員自主検査 239 軒、自主検便 710 名、優良施設表彰 14 施設、優良従業員表彰 9 名、自治指導員講習会 3 回、健康教室 1 回

9 不利益処分

食品衛生法に基づく「文京区食品衛生不利益処分取扱要綱」により、違反者に対し営業停止、販売禁止及び施設取扱改善命令等の不利益処分を行っている。

処分月日	業種	原因食品	処分内容	理由
8月16日	飲食店営業	平成30年8月2日に本件施設で提供されたビュッフェ料理	営業停止及び取扱い改善	食中毒
9月20日	飲食店営業	平成30年8月29日の夜に提供されたコース料理	営業停止並びに施設及び取扱い改善	食中毒
10月16日	飲食店営業	平成30年9月22日に提供した料理	営業停止及び取扱い改善	食中毒
11月27日	飲食店営業	平成30年11月11日に提供された料理	営業停止並びに施設及び取扱い改善	食中毒
12月20日	飲食店営業	平成30年12月5日に提供された料理	営業停止及び取扱い改善	食中毒
1月8日	飲食店営業	平成30年12月20日に調理提供したコース料理（鳥刺しを含む）	営業停止並びに施設及び取扱い改善	食中毒

10 自主回収報告

東京都安全条例に基づく「自主回収報告制度」により、区内営業者からの自主回収報告を受理し、東京都に通知している。平成30年度は、区内営業者からの自主回収報告は3件あった。

11 東京都経由事務

(1) 調理師・製菓衛生師免許事務

調理師法、製菓衛生師法に基づき、東京都の委託を受けて、免許の申請受付経由事務を行っている。

	種別	計	交付	再交付	名簿訂正	訂正書換え	登録削除
平成26年度	調理師	73	49	11	7	5	1
	製菓衛生師	3	3	-	-	-	-
平成27年度	調理師	61	38	10	7	6	-
	製菓衛生師	2	2	-	-	-	-
平成28年度	調理師	58	38	9	7	4	-
	製菓衛生師	2	2	-	-	-	-
平成29年度	調理師	52	41	5	3	3	-
	製菓衛生師	2	2	-	-	-	-
平成30年度	調理師	45	23	11	6	5	-
	製菓衛生師	4	4	-	-	-	-

(2) ふぐ取扱所認証書交付事務

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐ取扱施設が認証を受けるための認証書交付申請受付経由事務を行っている。

		計	交付	返納	書換・再交付	承継
ふぐ 取扱所	平成26年度	18	10	7	1	-
	平成27年度	15	8	6	1	-
	平成28年度	20	5	15	-	-
	平成29年度	13	8	5	-	-
	平成30年度	13	3	9	1	-

12 食品の安全確保

食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食に対する安全・安心を確保するため、平成 16 年度から実施している食品の安全対策事業について、新たな検査に対応した安全確保へと事業を拡大して実施するとともに、情報提供及び意見交換に努めた。

(1) 区民・事業者・行政間の情報及び意見交換（リスクコミュニケーション）

食の安全に関する情報提供の一環として懇談会・講演会を実施した。

● 消費者懇談会

- ① 日 時：平成 30 年 7 月 29 日午前 10 時から 12 時まで
- ② 場 所：アカデミー向丘 実習室
- ③ 講演内容：消費者懇談会「親子で体験！プロが教える魚の衛生講座」
- ④ 講 師：岸 紀代治 氏（文京区食品衛生協会自治指導員、東京都魚商業協同組合本富士支部所属）
- ⑤ 参加人数：14 名

● 講演会

- ① 日 時：平成 31 年 2 月 26 日午後 2 時から 4 時まで
- ② 場 所：文京区民センター 3-A 会議室
- ③ 講演内容：平成 30 年度食の安全講演会 「食品添加物を学ぼう」
- ④ 講 師：一般社団法人日本食品添加物協会 清水 亮輔 氏
- ⑤ 参加人数：100 名

(2) 流通食品の検査

● 流通食品のアレルギー特定原材料検査

- ① 実施期間：平成 30 年 12 月
- ② 検査機関：公益社団法人日本食品衛生協会
- ③ 検査内容、対象品目、検体数及び検査項目：

区内に流通する加工食品 21 検体について、食品表示法により表示義務があるアレルギー特定原材料（小麦、卵、乳、そば、落花生、えび・かに）のスクリーニング検査 40 項目について検査を実施した。

④ 実施結果：

下表のとおり、麺類・穀類加工食品 13 検体、調味料 2 検体、菓子・製菓材料 3 検体、その他加工食品 3 検体を対象にアレルギー特定原材料を検査したところ、原材料に使用表示のないアレルギー特定原材料の検出は無かった。

	検体数	項目数						
		計	小麦	卵	乳	そば	落花生	えび・かに
平成 26 年度	19	40(1)	10(1)	8	9	3	2	8
平成 27 年度	17	40(2)	10(1)	5	7(1)	4	9	5
平成 28 年度	16	40(2)	8(2)	7	4	4	8	9
平成 29 年度	14	40(1)	9(1)	10	6	3	5	7
平成 30 年度	21	40	10	6	4	5	8	7
麺類・穀類加工食品	13	29	7	4	3	5	5	5
調味料	2	2	1	1	-	-	-	-
菓子・製菓材料	3	3	-	1	-	-	2	-
その他加工食品	3	6	2	-	1	-	1	2

(注) () 内の数値は確認検査を実施した項目数

● 二枚貝類のウイルスの検査

- ① 実施期間：平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 15 日までに 4 回実施
- ② 検査機関：一般財団法人東京顕微鏡院
- ③ 検査内容、対象品目、検体数及び検査項目：

区内に流通する加熱用かきおよび生食用かき、しじみ、ホンビノス合計 32 検体について、ノロウイルス、A 型肝炎ウイルス、サポウイルス及びアストロウイルスの検査を実施した。

- ④ 実施結果：

下表のとおり、5 検体からノロウイルス、2 検体からアストロウイルスが検出された。ノロウイルスの検出のあった生食用かきの加工者を所管する自治体に情報提供を行った。

	産地	検体数	ノロウイルス		A 型肝炎ウイルス		サポウイルス		アストロウイルス	
			陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性
平成 26 年度		32	32	-	32	-	32	-	32	-
平成 27 年度		30	27	3	30	-	30	-	30	-
平成 28 年度		24	23	1	24	-	24	-	24	-
平成 29 年度		31	26	5	31	-	30	1	31	-
平成 30 年度		32	27	5	32	-	32	-	30	2
加熱用かき(むき身)	宮城県、岩手県	8	6	2	8	-	8	-	8	-
生食用かき(むき身)	岩手県	8	7	1	8	-	8	-	8	-
しじみ	茨城県、島根県	8	8	-	8	-	8	-	8	-
ホンビノス貝	千葉県	8	6	2	8	-	8	-	6	2

第4 環境衛生

より安全で快適な生活環境の確保を目指し、様々な施設を対象に以下の事業を実施している。

- 1 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業、公衆浴場、墓地等の法律に基づく業種及びプールの許可事務を行うとともに、これらの施設の衛生状態を確保するため現場における監視指導のほか、経営者自らが衛生的維持管理の向上に取り組む自主管理推進事業を実施している。
- 2 公衆浴場、旅館業施設、介護保険施設等の入浴施設等でのレジオネラ症発生防止を目的に、衛生監視指導、水質検査などを実施している。
- 3 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称：建築物衛生法）に基づく特定建築物のうち、その延べ床面積が 10,000 m²以下のものについての立ち入り検査等の監視指導を行っている。
- 4 水道法に定める「専用水道」（101人以上の居住者に給水する大規模な施設、または飲用、炊事、洗面等生活の用に供する水を1日最大20 m³以上給水する施設）および「簡易専用水道」（受水槽の有効容量が10 m³を超えるもの）の設置に対して必要に応じた指導を行うとともに、受水槽容量10 m³以下のいわゆる「小規模貯水槽水道」に対しても、「文京区小規模貯水槽水道衛生管理指導要綱」（平成16年8月改正）を定め、現場指導により自主管理の徹底を図っている。
- 5 いわゆるコインランドリー施設及びコインシャワー施設の衛生状態を確保するため、「文京区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱」（昭和59年5月施行）、「文京区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱」（平成元年4月施行）を定め、適時現場における衛生管理の指導を行っている。
- 6 「文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例」（平成30年6月施行）（「文京区旅館業の営業許可等に関する指導要綱」（昭和60年4月施行、平成30年6月廃止））及び「文京区旅館業の営業の適正化に関する指導要綱」（平成5年8月施行）を定め、青少年の健全育成と区民の良好な生活環境の確保を図っている。
- 7 「文京区宅地開発並びに中高層建築物の建設に関する要綱」に基づき建築確認申請時に給水施設とごみ保管施設の図面指導をしたうえ、竣工時に完了確認検査を実施している。
- 8 住まいの生活様式の変化や新築・リフォームに起因する種々の化学物質の問題について、衛生環境を確保するための調査及び助言・指導を行っている。
- 9 平成26年に都内でデング熱の国内感染が発生したことから、町会が蚊の発生源対策事業を行う際には昆虫成長抑制剤の提供を行っている。

1 環境衛生関係施設と監視指導

環境衛生関係施設の総数は5,568施設であり、この中には多数の人が利用する東京ドーム、遊園地等の娯楽施設、修学旅行生等を対象とする団体宿泊旅館がある。近年、大規模なホテル営業施設が増え、また、温泉利用施設も新設されるなど文京区民以外の利用者が増加している。

環境衛生監視員が、これらの施設に随時立ち入り検査等を実施し、衛生環境の確保に努めている。

環境衛生関係施設数及び監視指導件数

		対象施設数	監視指導件数	許可確認届	廃止数	
平成 26 年度		1,755	269	49	52	
平成 27 年度		1,753	291	50	54	
平成 28 年度		1,755	295	49	47	
平成 29 年度		1,755	292	53	58	
平成 30 年度		1,767	248	48	36	
理容所		118	13	4	7	
美容所		309	29	16	10	
クリーニング所		235	16	7	3	
興行場	常設	15	18	1	2	
	仮設	-	3	2	2	
旅館業	旅館・ホテル ^{注)}	38	28	2	1	
	(団体旅館)	(5)	(10)	-	-	
	簡易宿泊所	8	8	2	-	
	下宿	-	-	-	-	
公衆浴場	普通	7	12	-	-	
	その他の公衆浴場	個室	1	4	-	-
		サウナ	8	14	1	-
		スポーツ施設等	5	7	-	-
温泉利用施設		3	-	-	-	
プール	許可	27	15	1	-	
	届出	56	19	-	-	
墓地	墓地	109	-	-	-	
	納骨堂	17	3	2	-	
コインオペレーションクリーニング営業施設		56	5	5	-	
コインシャワー営業施設		4	-	-	-	
水道施設	専用水道	10	10	-	-	
	簡易専用水道	585	16	5	11	
特定建築物		156	28	-	-	

注) 平成 30 年 6 月より旅館営業とホテル営業は、旅館・ホテル営業に統一された。

小規模貯水槽水道施設

	対象施設数	監視指導件数	届出件数	廃止数
平成 26 年度	4,221	-	4	126
平成 27 年度	4,129	4	1	93
平成 28 年度	4,058	4	3	74
平成 29 年度	3,893	8	3	168
平成 30 年度	3,801	9	3	95

自主管理点検施設

	対象施設数	実施施設数
平成 26 年度	376	270
平成 27 年度	376	243
平成 28 年度	344	313
平成 29 年度	316	290
平成 30 年度	296	267

2 一斉取締り

夜間、夏期等に一斉取締り監視、指導を実施し、施設の衛生確保に努めている。

	計(件)	興行場	普通公衆浴場	その他の公衆浴場			プール	団体宿泊旅館
				個室	個室以外			
					サウナ	スポーツ施設等		
平成26年度	112	15	9	3	8	7	60(38)	10
平成27年度	134	15	7	4	8	7	81(51)	12
平成28年度	148	15	6	6	8	7	96(65)	10
平成29年度	130	17	7	4	8	7	77(50)	10
平成30年度	134	17	7	4	9	8	79(51)	10

(注) ()は、管理状況報告書提出施設

3 営業施設の理化学及び細菌学的検査

監視業務は視覚的監視指導のほか積極的に科学的検査を取り入れ、行政の高度化、科学化に努めている。

(1) 興行場の空気検査

	検査施設数(延)	検査時期	不適施設数	備考
平成26年度	15	夏季	1	不適項目：落下細菌数
平成27年度	15	夏季	2	不適項目：粉じん、炭酸ガス
平成28年度	15	夏季	-	
平成29年度	17	夏季	1	不適項目：炭酸ガス
平成30年度	17	夏季	-	

(注) 基準：炭酸ガス濃度0.15%以下、浮遊粉じんの量0.2mg/m³以下、落下細菌数30個以下

(2) 公衆浴場の浴槽水等の検査

	区分	検査施設数(延)	検査時期	不適施設数	備考	
平成26年度	普通	10	夏季・冬季・他	9	不適項目：レジオネラ属菌、大腸菌群数、遊離残留塩素	
	その他の公衆浴場	サウナ	8	夏季・冬季		1
		スポーツ施設等	7	夏季・冬季		1
平成27年度	普通	7	夏季・冬季	4	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素	
	その他の公衆浴場	サウナ	6	夏季・冬季		1
		スポーツ施設等	8	夏季・冬季		1
平成28年度	普通	6	夏季・冬季	3	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素、大腸菌群数	
	その他の公衆浴場	サウナ	8	夏季・冬季		1
		スポーツ施設等	7	夏季・冬季		1
平成29年度	普通	7	夏季・冬季	4	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素、大腸菌群数	
	その他の公衆浴場	サウナ	8	夏季・冬季		1
		スポーツ施設等	7	夏季・冬季		1
平成30年度	普通	7	夏季・冬季	6	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素、大腸菌群数	
	その他の公衆浴場	サウナ	9	夏季・冬季		3
		スポーツ施設等	8	夏季・冬季		0

(注) 基準：濁度5度以下、レジオネラ属菌は検出されないこと、KMnO₄(過マンガン酸カリウム)消費量25mg/l以下、大腸菌群数試料1ml中1個以下、遊離残留塩素0.4mg/l以上 26年度より基準に遊離残留塩素を加えて計上している。

(3) プール水の検査

	区分	検査施設数	検査時期	不適施設数	備考
平成26年度	許可	12	夏季	5	不適項目 許可：遊離残留塩素、一般細菌、KMnO ₄ 消費量 届出：遊離残留塩素
	届出	20	夏季	5	
平成27年度	許可	11	夏季	3	不適項目 許可：レジオネラ属菌、一般細菌、KMnO ₄ 消費量 届出：遊離残留塩素、一般細菌
	届出	19	夏季	3	
平成28年度	許可	11	夏季	3	不適項目 許可：レジオネラ属菌、一般細菌、KMnO ₄ 消費量 届出：遊離残留塩素、一般細菌
	届出	20	夏季	9	
平成29年度	許可	10	夏季	3	不適項目 許可：遊離残留塩素、pH、レジオネラ属菌 届出：遊離残留塩素
	届出	18	夏季	1	
平成30年度	許可	9	夏季	4	不適項目 許可：遊離残留塩素、pH、レジオネラ属菌 届出：遊離残留塩素
	届出	19	夏季	4	

(注) 基準：pH5.8～8.6、濁度2度を超えないこと、KMnO₄(過マンガン酸カリウム)消費量12mg/l以下、遊離残留塩素0.4mg/l以上、大腸菌試料100ml中に検出されないこと、一般細菌試料1ml中200CFUを超えないこと、レジオネラ属菌100ml中に検出されないこと。

4 団体宿泊旅館監視

春・秋の修学旅行生が宿泊する団体旅館等の一斉監視を実施している。

	施設数(延)	検査時期	備考
平成26年度	10	春季・秋季	
平成27年度	12	春季・秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)
平成28年度	10	春季・秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)
平成29年度	10	春季・秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)
平成30年度	10	春季・秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)

5 自主管理点検

自主点検記録票に基づく巡回指導等により施設の衛生的維持管理や器材の消毒等取扱いについて自主管理を推進している。

自主管理点検施設

	対象施設数	実施施設数
平成26年度	376	270
平成27年度	376	243
平成28年度	344	313
平成29年度	316	290
平成30年度	296	267

6 特定建築物の検査指導

建築物衛生法に基づく特定建築物とは、興行場、事務所、学校、旅館等多数の人が使用する建物であって、その延べ床面積が3,000㎡以上のものをいう。これらの建築確認申請時に、設計図面等により設備の審査指導を行っている。また、5,000㎡以下並びに、平成12年度より東京都から移管された5,000㎡を超えて10,000㎡以下の建物について立入り、維持管理状況をチェックし衛生的環境の確保に努めている。

なお、延べ床面積が10,000㎡を超える施設については、東京都のビル衛生検査班が指導を行っている。

(1) 立入検査施設数と建築確認申請時指導数

	施設数			立入検査施設数	建築確認申請時指導数	
	合計	3,000~10,000㎡	10,000㎡超	10,000㎡以下	10,000㎡以下	10,000㎡超
平成26年度	246	154	92	29	1	1
平成27年度	252	157	95	30	1	-
平成28年度	253	157	96	32	-	3
平成29年度	254	156	98	30	3	1
平成30年度	254	156	98	28	1	2
用途	興行場	3	1	2	1	-
	集会場	7	5	2	-	-
	図書館	1	-	1	-	-
	事務所	143	115	28	19	2
	学校	82	28	54	7	1
	旅館	10	6	4	-	-
	遊技場	4	-	4	-	-
	店舗	4	1	3	1	-
合計	254	156	98	28	1	2

(2) 帳簿書類の整備・設備の維持管理状況指摘件数

	立入検査	指摘施設	帳簿書類	空調管理	給水管理	排水管理	清掃等	ネズミ・昆虫等防除
平成 26 年度	29	21	21	7	8	2	5	12
平成 27 年度	30	28	27	2	14	1	9	10
平成 28 年度	32	31	26	11	11	0	8	7
平成 29 年度	30	25	17	1	8	1	1	5
平成 30 年度	28	23	18	10	7	0	3	6

7 受水槽等の給水施設の調査指導

(1) 簡易専用水道施設数・受検数及び立入検査数

簡易専用水道については、昭和 54 年 6 月以降指定検査機関による検査、平成 16 年 4 月からは登録検査機関による検査が義務づけられ、保健所は検査機関から通報のあった施設等について立入検査を行っている。

	受水槽容量 (m ³)	簡易専用水道			検査機関の検査		保健所指導施設数	
		総数	受検対象施設	受検対象外施設数	受検施設数	受検率 (%)	通報施設	その他
平成 26 年度	10.1~20	299	236	63	169	72	-	-
	20.1~	321	208	113	174	84	-	-
平成 27 年度	10.1~20	300	233	67	182	78	-	-
	20.1~	316	202	114	168	83	-	-
平成 28 年度	10.1~20	296	228	68	183	80	-	-
	20.1~	310	196	114	157	80	-	-
平成 29 年度	10.1~20	287	219	68	152	69	-	-
	20.1~	303	192	111	151	79	-	-
平成 30 年度	10.1~20	284	214	70	167	78	-	-
	20.1~	301	188	113	161	86	-	-

(注) ※建築物衛生法に基づく特定建築物に設置されている簡易専用水道

(2) 小規模貯水槽水道の実態調査並びに立入調査施設数

小規模貯水槽水道については、昭和 51 年度から平成 30 年度まで、延べ 7,072 施設の実態調査を行った。

なお、平成 16 年度から東京都水道局が、東京都給水条例に基づき、貯水槽水道に対する管理状況調査を行っている。

	受水槽容量	施設数	延実態調査数 (昭和 51 年~平成 30 年)	立入調査施設数
平成 26 年度	10m ³ 以下	4,221	7,047	-
平成 27 年度	10m ³ 以下	4,129	7,051	4
平成 28 年度	10m ³ 以下	4,058	7,055	4
平成 29 年度	10m ³ 以下	3,893	7,063	8
平成 30 年度	10m ³ 以下	3,801	7,072	9

(3) 専用水道施設数及び立入指導数

専用水道に対しては、水道法に基づき定期的に管理状況の報告を求めるとともに、随時立入指導を実施した。

	施設数	立入指導数
平成 26 年度	7	9
平成 27 年度	7	7
平成 28 年度	9	9
平成 29 年度	10	11
平成 30 年度	10	10

(4) 冠水受水槽への対応

集中豪雨により受水槽への汚染事故が発生した場合は、現場調査を行い飲料水の安全確保に万全を期している。平成 30 年度は集中豪雨による受水槽への被害はなかった。

8 建築指導要綱に基づく調査指導

一定規模以上の宅地開発並びに中高層建築物等の建築業者に対して給水施設・ごみ保管施設及び雨水利用施設について、設計段階での指導と、竣工時における完了確認調査を行っている。

	受付施設数	完了確認指導数
平成 26 年度	48	43
平成 27 年度	51	34
平成 28 年度	42	37
平成 29 年度	45	43
平成 30 年度	55	40

9 旅館業に関する指導

(1) 旅館業の営業許可等に関する指導要綱^{注)}に基づく指導

旅館業の新設または構造設備等の変更をする場合、要綱に基づき標識の設置及び関係住民への説明会の開催を指導している。

	指導施設数		
	新設	変更	その他
平成 26 年度	1	1	-
平成 27 年度	4	-	-
平成 28 年度	4	-	-
平成 29 年度	4	-	-
平成 30 年度	1	-	-

注) この要綱は、平成 30 年 6 月 15 日に廃止された。

(2) 旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例^{注)}に基づく指導

旅館業を新設する場合、条例に基づき標識の設置、関係住民への説明会の開催及び意見申出制度による計画の調整を指導している。

	指導施設数
	新設
平成 30 年度	6

注) 本条例は、平成 30 年 6 月 15 日より施行された。

10 プール水の水質検査

プール設置者には、維持管理の一環としてプール水の水質検査が義務づけられている。このため、保健所ではこれらの水質検査に必要な指導を行っている。

	検査件数	適合	不適
平成 26 年度	44	44	-
平成 27 年度	46	46	-
平成 28 年度	19	19	-
平成 29 年度	20	20	-
平成 30 年度	12	12	-

11 室内環境調査

区民が健康で快適な居住環境を確保するために、状況により希望する家庭の室内環境調査を実施し、改善等必要な助言・指導を行っている。

また、室内環境調査に関係して、保健サービスセンターで行われているアレルギー相談事業に加わり、ぜんそく、アレルギー等の子どもを持つ家庭のダニ、カビ、ハウスダスト等室内環境の個別相談に応じている。平成30年度のアレルギー相談事業は、24回行った。

	調査指導 施設数	調査指導の内訳（調査ポイント数）					
		温度	湿度	ダニ	畳の水分量	ホルムアルデヒド	その他
平成26年度	9	7	7	4	-	6	2
平成27年度	6	5	5	4	-	2	-
平成28年度	3	-	-	-	-	1	2
平成29年度	4	-	-	1	-	11	7
平成30年度	8	-	-	12	-	12	-

12 苦情処理

環境衛生に関する区民からの苦情に対しては速やかに現場調査を行い、適切な指導を行っている。

(件数)

	飲料水	空気環境	その他
平成26年度	2	-	6
平成27年度	4	5	22
平成28年度	2	1	38
平成29年度	3	2	44
平成30年度	1	3	16

13 免許申請

(件数)

	クリーニング師
平成26年度	1
平成27年度	1
平成28年度	-
平成29年度	2
平成30年度	1

(注) 平成10年4月から理・美容師免許は、(財)理容師美容師試験研修センターで申請受付をしている。

14 衛生講習

衛生講習会等の実施状況

	参加人数	講習会の名称	会場
平成30年9月12日	68	簡易専用水道設置者講習会	小ホール
平成30年10月25日	53	第2ブロック建築物衛生管理講習会	北とぴあ つつじホール

15 優良施設表彰

平成30年11月7日、文京シビックセンタースカイホールで環境衛生優良施設の区長表彰が行われ、6施設が表彰された。

16 入浴施設等のレジオネラ症発生防止対策について

平成 30 年度は公衆浴場、旅館業施設、介護保険施設等の入浴施設等でのレジオネラ症発生防止を目的とした事業として、衛生監視指導の実施、レジオネラ属菌水質検査の実施を行った。

(1) 衛生監視指導の実施

	普通公衆浴場	その他の公衆浴場(サウナ、スポーツ施設等)	旅館業施設	介護保険施設	プール	計
26 年度	31	18	41	32	32	154
27 年度	16	14	33	30	30	123
28 年度	11	15	41	32	32	131
29 年度	9	15	37	32	31	124
30 年度	7	17	29	33	28	114

(2) レジオネラ属菌水質検査結果

	施設等	検査施設数	検出施設数
平成 26 年度	普通公衆浴場	10	4
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	10	-
	旅館業施設	7	-
	介護保険施設等	14	1
	プール	7	-
平成 27 年度	普通公衆浴場	7	1
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	8	-
	旅館業施設	8	-
	介護保険施設等	16	-
	プール	7	1
平成 28 年度	普通公衆浴場	7	2
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	9	-
	旅館業施設	7	-
	介護保険施設等	16	-
	プール	-	-
平成 29 年度	普通公衆浴場	7	1
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	9	-
	旅館業施設	7	1
	介護保険施設等	16	-
	プール	6	2
平成 30 年度	普通公衆浴場	7	3
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	9	1
	旅館業施設	8	1
	介護保険施設等	17	-
	プール	6	2

(3) 普通公衆浴場調節箱の自動塩素注入装置の効果調査

平成 24 年度に区が助成して設置された普通公衆浴場調節箱の自動塩素注入装置について、遊離残留塩素濃度が適切に維持されているかを測定調査した。

第5 動物衛生

狂犬病予防法に基づき、犬の登録の受付及び狂犬病予防注射（毎年定期実施）事務を行っている。また、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」によるこう傷犬の処置等の事務を行っている。

犬・猫の引取り、野犬捕獲、負傷動物の収容等は、東京都動物愛護相談センターで実施している。

当区独自の事業として、昭和55年度より、動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員制度を設け、動物の正しい飼い方等に関する普及啓発活動に努めるほか、平成3年度からは、飼い主のいない猫対策として「飼い主のいない猫の去勢・不妊手術」を行っている。

1 犬の登録と狂犬病予防注射

	登録	狂犬病予防注射	死亡・変更届出件数
平成26年度	6,294 (657)	4,550	497
平成27年度	6,134 (637)	4,529	550
平成28年度	6,084 (642)	4,530	581
平成29年度	5,876 (615)	4,354	611
平成30年度	5,984 (663)	4,321	517

() 内は鑑札交付数と交換・無償交付を含む（再掲）

2 こう傷犬

	こう傷犬 総数	内訳					こう傷犬の けい留の有無		こう傷 被害者数	指導・注意 措置命令件数
		登録犬		未登録犬		不明犬	有	無		
		注射犬	未注射犬	注射犬	未注射犬					
平成26年度	8	7	1	-	-	-	7	1	8	-
平成27年度	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-
平成28年度	4	4	-	-	-	-	3	1	4	-
平成29年度	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-
平成30年度	6	5	-	-	1	-	4	2	6	-

3 苦情処理

	総計	犬									猫						その他動物	
		計	野犬・放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	失そう犬	迷い犬	飼い犬の引取り	その他	計	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	のら猫の引取り	飼い猫の引取り		その他
26年度	231	121	2	82	-	13	13	6	-	5	110	81	2	2	-	-	25	-
27年度	175	95	-	76	-	6	6	5	-	2	80	65	-	-	-	-	15	-
28年度	193	112	-	88	-	14	3	3	-	4	81	70	-	1	-	-	10	-
29年度	168	99	-	83	-	8	4	3	-	1	69	59	-	-	-	-	10	-
30年度	205	79	1	52	-	7	3	-	-	16	126	38	1	1	-	-	86	-

4 犬・猫の引取り、捕獲、負傷動物の収容

区分	引取り数							収容捕頭獲 数	負傷動物収容頭数			
	総数	犬			猫				計	犬	猫	その他
		計	有料	無料	計	有料	無料					
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	4	1
生後91日以上	-	-	-	-	-	-	-	-	平成29年度都資料			
生後91日未満	-	-	-	-	-	-	-	-	東京都動物愛護相談センター取扱数			

5 動物の飼養施設(畜舎)

	畜舎	
	施設数	監視指導件数
平成26年度	9	-
平成27年度	9	-
平成28年度	9	-
平成29年度	9	-
平成30年度	7	-

6 犬・猫被害防止対策

犬猫の無用な繁殖を抑制し、捨て犬・捨て猫をなくすことにより動物愛護思想の普及、犬猫による生活環境の汚染及び人畜の危険防止を図る。

6月に「動物との共生を考える展示会《飼い主のいない猫～地域とまちづくり～》」を開催した。

日 時 平成30年6月12日(火)から平成30年6月14日(木)

場 所 シビックセンター1階ギャラリー展示室

参加者 1,011名

9月に「動物愛護週間イベント」を開催した。

日 時 平成30年9月4日(火)から平成30年9月6日(木)

場 所 シビックセンター1階ギャラリー展示室

参加者 1,317名

7 動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員

区内の動物の飼養管理の適正化を図るため、相談を受け助言指導を行う「動物の飼養指導員」14名及び犬猫の正しい飼い方を普及啓発する「犬猫の正しい飼い方普及員」25名を委嘱し、指導・相談事業を行った。

8 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術

飼い主のいない猫の増加を防止するため、去勢・不妊手術費用の一部を助成。

また、区立施設においては普及員・協力員との連絡会により選定地域を決め手術を実施。

	助成事業		委託事業
	申込数	実施数	実施数
平成26年度	831	521	46
平成27年度	825	520	21
平成28年度	705	385	14
平成29年度	487	300	37
平成30年度	496	268	36

9 そ族害虫の駆除

(1) ネズミ対策

ア 窓口相談

	相談総数	配布数	殺そ剤等の種類及び数量（個）	
			ジフェチアロール （ブロックタイプ）	粘着シート （捕獲式）
平成 26 年度	36	106	16	90
平成 27 年度	44	162	18	144
平成 28 年度	41	136	31	105
平成 29 年度	18	52	1	51
平成 30 年度	21	38	1	37

イ 月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成 26 年度	9	5	11	6	3	5	9	9	4	6	3	2	72
平成 27 年度	15	4	7	5	5	7	9	7	20	2	4	8	93
平成 28 年度	-	8	5	5	6	13	6	27	24	9	6	7	116
平成 29 年度	8	9	3	7	6	17	12	9	39	4	2	3	119
平成 30 年度	9	3	10	8	3	4	11	10	22	10	3	9	102

(2) カとハエ対策

感染症の予防を目的としたカ・ハエ等の衛生害虫の防除は、発生源対策に重点を置いて行っている。平成 27 年度より、蚊の幼虫対策として庁内各課及び町会へ昆虫成長抑制剤の提供を行う事業を開始し、平成 30 年度は、庁内 19,700 錠と延 99 町会へ 95,600 錠を配布した。

各町会・自治会への動力噴霧器の貸し出しは平成 10 年度に廃止している。また、町会、自治会に対する殺虫剤の配布と墓地及び寺社境内の薬剤散布については平成 11 年度に廃止した。

(3) 各種害虫対策

ア 害虫の駆除（業者分）

	実施期間	作業 日数	駆除実施 件数	駆除内容	使用薬剤	相談のみ
				スズメバチ類		
平成 26 年度	5 月 9 日～12 月 2 日	53	62	62	ピレスロイド系殺虫剤	—
平成 27 年度	5 月 8 日～12 月 15 日	52	108	108	ピレスロイド系殺虫剤	—
平成 28 年度	5 月 6 日～11 月 15 日	54	96	96	ピレスロイド系殺虫剤	—
平成 29 年度	5 月 9 日～12 月 6 日	54	120	120	ピレスロイド系殺虫剤	—
平成 30 年度	5 月 8 日～12 月 1 日	54	56	56	ピレスロイド系殺虫剤	—

イ 相談件数

	件 数	吸 血 昆 虫	刺 咬 昆 虫	ダ ニ 類	昆 細 菌 付 着	接 触 昆 虫	不 快 昆 虫	不 快 動 物	農 林 害 虫	害 食 品 衣 虫 類	木 材 害 虫	そ の 他
平成 26 年度	428	213	172	8	6	1	5	-	8	9	6	-
平成 27 年度	409	168	196	6	5	1	4	1	17	3	7	1
平成 28 年度	335	61	221	7	9	-	4	1	18	4	8	2
平成 29 年度	379	160	194	3	3	1	6	1	2	3	6	-
平成 30 年度	312	150	131	6	9	-	4	2	2	3	3	2